

## 三次市教育委員会告示第2号

三次市学校運営協議会の運営等に関する要綱を次のように定める。

令和4年1月7日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

### 三次市学校運営協議会の運営等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、三次市学校運営協議会設置規則（令和3年三次市教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）に基づき、中学校区ごとに設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等について、必要な事項を定める。

(意見の申出)

第2条 規則第4条に規定する意見の申出は、学校運営協議会意見申出書（様式第1号）により行うものとする。

2 規則第4条第2項に規定する意見の申出は、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 規則第1条に定める目的を踏まえた一般的な意見とすること。
- (2) 学校運営方針の実現に資する建設的な意見とすること。
- (3) 学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見とすること。
- (4) 個人を特定しての意見でないこと。

(委員の推薦)

第3条 規則第7条第2項の規定による推薦は、学校運営協議会委員推薦書（様

式第2号)によるものとする。

(報酬の支給方法等)

第4条 委員の報酬は、三次市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年三次市条例第66号。以下「条例」という。)第2条第2項の規定により、その全額を3月上旬に支給するものとする。

2 広島県及び三次市常勤の特別職又は一般職の職員(県費及び市費負担教職員を含む。)が委員を兼ねる場合には、報酬は支給しないことを通例とする。

3 規則第7条第3項の規定による補欠の委員の報酬及び規則第16条第1項の規定により解任した委員の報酬は、条例第3条第1項の規定により、月割をもって支給する。

(会長及び副会長の選出の制限)

第5条 協議会を設置する学校区の管理職及び教職員は、協議会の会長(以下「会長」という。)及び副会長となることができない。

(会議)

第6条 協議会は、会議資料を作成するなど円満な会議の運営に努めるものとする。

2 協議会は、会議の終了後に議事の概要を記載した書類を作成する。

(会議の周知等)

第7条 会長は、協議会の会議の開催日について、学校のホームページへの掲載等の方法により周知に努める。ただし、会議を緊急に開催する必要性が生じたとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

2 規則第13条第1項ただし書に定める特別の事情は、会議の内容が個人のプライバシーに関する情報等を取り扱う場合とする。

3 会長は、学校のホームページに議事の概要等協議の結果に関する情報を掲載するよう努めるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、協議会を設置する学校区ごとに別に定める。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

学校運営協議会意見申出書

年 月 日

三次市教育委員会 様

三次市立 中学校区  
学校運営協議会

三次市学校運営協議会設置規則第 4 条第 1 項の規定により，三次市教育委員会に対して次のとおり意見を申し出ます。

件名	
意見申出 の内容	<p data-bbox="443 987 647 1025">【現状と課題】</p> <p data-bbox="443 1261 715 1299">【意見申出の内容】</p> <p data-bbox="443 1534 715 1572">【期待される効果】</p>

※ 「意見申出の内容」欄については，項目ごとに具体的に記載してください。

※ 必要に応じて，関係する資料等を添付してください。

様式第 2 号（第 3 条関係）

学校運営協議会委員推薦書

年 月 日

三次市教育委員会 様

三次市立 中学校区  
代表校長

三次市学校運営協議会設置規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり、学校運営協議会委員を推薦いたします。

	ふり 氏	がな 名	勤務先・職名等	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

- ・勤務先、職名等は提出時の「主となるものを一つだけ」記入してください。
- ・備考には、規則第 7 条第 2 項に定める構成員の区別を記入してください。